

# 企 画 競 争 説 明 書

平成31年度

海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る

環境構築事業

原子力規制委員会原子力規制庁

平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業に係る  
企画書募集要領

1 総則

平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、(別添5)「平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3 業務実施期間

契約締結日より平成32年3月31日までとする。

4 予算額

業務の予算総額は、450万円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内とする。

5 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、企画書等の提出期限までに「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」引き続き取得すること。
- (5) 企画競争説明会に参加した者であること。
- (6) (別紙)において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

6 企画競争説明会の開催

(1) 日時

平成31年3月8日(金) 11時00分

(2) 場所

原子力規制委員会原子力規制庁入札会議室

東京都港区六本木1丁目9番9号(六本木ファーストビル13階)

## 7 企画書募集に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付先・受付方法

メールアドレス：mls-tvs@nsr.go.jp

質問書【様式1】に所定事項を記載の上、電子メールにより提出することとし、質問及び回答は質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報、原子力規制庁の業務に支障をきたすものを除き公表する。

### (2) 受付期限

平成31年3月13日（水）12時

### (3) 回答

平成31年3月15日（金）15時まで（企画競争参加者全員にメールで回答）

## 8 資格要件に係る提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類（別添1）

- ① 本業務を実施する者において、実施責任者、品質管理体制及び情報セキュリティ体制を確認できる書類（実施体制表等）
- ② 実施責任者において、本作業を遂行するに当たり十分な実務能力及び管理能力を有し、本作業を統括する立場にあることを確認できる書類（業務経歴書類等）
- ③ 本業務に従事する全ての者について、所属元の就業規則に秘密保持に関する項目が記載されている、又は雇用者と被雇用者の間で秘密保持に関する契約が締結されていることを確認できる書類

### (2) 提出期限等

#### ① 提出期限

平成31年3月25日（月）12時

#### ② 提出先

東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課国際室

#### ③ 提出部数

(1) ①②③ 2部

#### ④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

#### ⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業に係る資格要件書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった資格要件書類は、無効とする。

- ウ 提出された資格要件書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 参加資格を満たさない者が提出した資格要件書類は、無効とする。
- オ 虚偽の記載をした資格要件書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- カ 資格要件書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- キ 提出された資格要件書類は、原子力規制委員会原子力規制庁において、資格要件書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した資格要件書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。
- ク 資格要件書類において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

## 9 企画書等の提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類

#### ① 企画書

「平成 31 年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業の企画書作成事項」に基づき作成すること。

#### ② 経費内訳書

「平成 31 年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業」を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

#### ③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

### (2) 提出期限等

#### ① 提出期限

8 (2) ① に同じ

#### ② 提出先

8 (2) ② に同じ

#### ③ 提出部数

ア (1) ① 6 部

イ (1) ② 6 部

ウ (1) ③ 2 部

#### ④ 提出方法

8 (2) ④ に同じ

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1者当たり1ないし2件の企画とし、2件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、原子力規制委員会原子力規制庁において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

10 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る（資格要件に係る提出書類及び）企画書等については、（別紙）において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類（別添2）の誓約事項に誓約する旨を明記すること。

11 審査の実施

(1) 審査は、「平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業に係る企画書等審査の手順」（別添3）及び「平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添4）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出がなかった場合に

は、この限りではない。

(2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

## 12 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、原子力規制委員会原子力規制庁との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

### ◎添付資料

(別紙)	暴力団排除に関する誓約事項
(別添1)	資格要件書類の提出について
(別添2)	企画書等の提出について
(別添3)	企画書等審査の手順
(別添4)	企画書等審査基準及び採点表
(別添5)	業務の概要及び企画書作成事項
<b>【様式1】</b>	質問書

(別紙)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以上



(別添1)

平成31年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業  
に係る資格要件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- ① 本業務を実施する者において、実施責任者、品質管理体制及び情報セキュリティ体制を確認できる書類（実施体制表等）
- ② 実施責任者において、本作業を遂行するに当たり十分な実務能力及び管理能力を有し、本作業を統括する立場にあることを確認できる書類（業務経歴書類等）
- ③ 本業務に従事する全ての者について、所属元の就業規則に秘密保持に関する項目が記載されている、又は雇用者と被雇用者の間で秘密保持に関する契約が締結されていることを確認できる書類

(担当者)

所属部署：原子力規制庁長官官房総務課国際室

氏 名：山岡、岩本、伊藤

TEL：03-5114-2107

FAX：03-5114-2176

E-mail：mls-tvs@nsr.go.jp

(別添2)

平成31年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業  
に関する企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、企画競争説明書「5 参加資格」(7)及び暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 企画書
- (2) 経費内訳書
- (3) 会社概要等

(担当者)

所属部署：原子力規制庁長官官房総務課国際室

氏名：山岡、岩本、伊藤

TEL：03-5114-2107

FAX：03-5114-2176

E-mail：mls-tvs@nsr.go.jp

平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業  
に係る企画書等審査の手順

## 1. 企画審査委員会による審査

原子力規制庁長官官房総務課国際室に設置する「平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について審査を行う。

**表 1 企画書審査委員会の構成**

委員長	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課国際室 室長
委員	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課国際室 室長補佐
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課国際室 室長補佐
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課国際室 係長
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課国際室 国際協力専門職

注 委員長又は委員が出席困難な場合は、同じ課(室)の者を代理として出席させることができる。

## 2. 企画書等の審査方法

- (1) 「平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添4）に基づき、委員ごとに採点する。

### 【採点基準】

	10点満点	30点満点	50点満点
優	10点	30点	50点
良	6点	18点	30点
可	2点	6点	10点
不可	0点	0点	0点

- (2) (1)の採点結果の合計点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。
- (3) 合計点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。
- ① 「優」の数が多い者を契約候補者とする。
  - ② 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
  - ③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。
  - ④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

ただし、組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況については、審査基準欄に記載の基準による。

### 3. 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者及び審査経過を原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官へ報告し、同参事官を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

(別添4)

平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業  
に係る企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

事項	作成方法	配点	採点
1. テレビ会議端末の性能に関する事項	(1) 必須となる機能等項目についての性能要求に関する事項	募集要領(別添5)「平成31年度海外規制国際機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業の概要及び企画書作成事項」の5.(ア)①～⑥に記載された項目について、各要求性能と同等あるいはそれ以上の性能であるかどうか。	50点 点
	(2) 必須となる機能等項目以外の機能等項目についての性能要求に関する事項	募集要領(別添5)「平成31年度海外規制国際機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業の概要及び企画書作成事項」の5.(ア)①～⑥に記載された項目以外の項目について、当該業務の目的に照らして優位な提案となっているかどうか。	30点 点
2. 外部接続サービスに関する事項	(1) 必須となる技術仕様等項目に関する事項	募集要領(別添5)「平成31年度海外規制国際機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業の概要及び企画書作成事項」の5.(イ)①～⑦に記載された項目を満たすサービスであるかどうか。	50点 点
	(2) 必須となる技術仕様等項目以外の技術仕様等に関する事項	募集要領(別添5)「平成31年度海外規制国際機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業の概要及び企画書作成事項」の5.(イ)⑧～⑬に記載された項目がサービス内容に含まれているかどうか	50点 点
	(3) 技術仕様等項目以外の技術仕様等に関する事項	募集要領(別添5)「平成31年度海外規制国際機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業の概要及び企画書作成事項」の5.(イ)①～⑬に記載された以外の項目がサービス内容に含まれており、当該業務の目的に照らして優位な提案となっているかどうか。	30点 点

事項	作成方法	配点	採点
3. マニュアル等の準備	当該サービスの利用に際して、円滑な運用や高い利便性に資するような、分かり易い利活用マニュアル等を準備すること	10点	点
4. トラブル対応等の体制	当該サービスの利用に際して、当庁担当者等からの問合せに対応し、利便性の向上と管理者の運用負担軽減をすること。また、そのために必要な体制が整っていること。	30点	点
5. 見積価格、積算内訳	経費内訳書について、提案内容等に応じた価格、積算内訳は妥当か。	10点	点
6. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。	10点	点
合 計		270点	点

注1 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委託又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

**【採点基準】**

	10点満点	30点満点	50点満点
優	10点	30点	50点
良	6点	18点	30点
可	2点	6点	10点
不可	0点	0点	0点

以上

平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業  
の概要及び企画書作成事項

1. 件名

平成31年度海外規制機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業

2. 概要

近年、ICTの飛躍的な向上により、業務上の生産性向上・利便性向上を実現するため、幅広い分野においてIoT機器・システムの活用が進んでいるところである。海外とのコミュニケーションにおいても、インターネットへの接続を介した様々なツールを活用することで、コミュニケーション頻度の向上や、物理的な移動に伴う身体的・経済的な負荷の軽減が可能となり、業務の円滑化・効率化に大きく寄与する事が可能となっている。

原子力規制庁では、米国NRCや仏国ASN等の海外規制機関等との協力を推進するにあたり、日々様々なレベルで情報交換等を行っており、このような国際協力業務をより円滑かつ効率的に進めるための手段の一つとして、従前より、テレビ会議システムを活用した多国間・二国間会議を実施している。

本件は、原子力規制庁職員が業務上の生産性向上・利便性向上の観点からテレビ会議システムを活用して多国間・二国間会議を実施するにあたり、その環境を構築するための事業である。

3. 契約期間

契約締結日～平成32年3月31日

4. 主管課

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 総務課 国際室

〒106-8450

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル

連絡先：TEL 03-5114-2107

## 5. 本事業の内容

以下に記載する方式により、海外規制機関等とのテレビ会議実施に必要な環境を構築すること。

テレビ会議実施に際して必要となるテレビ会議端末と、テレビ会議システムを運用するためのインターネット接続サービス（以下、「外部接続サービス」という。）をパッケージとするサービスの提供。

### (ア) テレビ会議端末

以下の各項目について、記載した性能と同等もしくはそれ以上とすること。

#### ① 形状

- コーデック、ディスプレイ、カメラを組み込んだ一体型筐体であること。
- 55インチのモニターを備えていること。
- 直感的な操作が可能なタッチパネル型のインタフェースを備えること。
- HDMIビデオ入力端子を2系統、またDVI-Iビデオ入力端子を備えていること。
- HDMIのビデオ出力端子を備えていること。

#### ② 規格

- H. 323、およびSIPに対応していること。
- G. 711、G. 722、G. 722. 1、AAC-LDの音声符号化形式対応。
- H. 263、H. 263+、H. 264の映像符号化形式対応。
- H. 460. 18、H. 460. 19ファイアーウォール越えプロトコル対応。

#### ③ 機能

- ビデオ会議通信において、QCIFから1080p60fpsまでの解像度で通信ができること。
- H. 323/SIPで、1通話あたり最大6Mbpsの帯域で通信できること。
- パケットロス発生時に接続帯域を最適化するダウンスピード機能を備えていること。
- 16:9フォーマットの解像度をサポートしていること。
- デュアルディスプレイ機能を備えていること。
- オートゲインコントロール機能を備えること。
- ノイズリダクション機能を備えること。
- 多地点接続機能を有し、4拠点までの会議が開催可能なこと。
- H. 239 / BFCPデュアルストリームにより、1080p30の解像度で任意の参加者から資料共有が可能なこと。
- IPv6に対応していること。また、IPv4とのデュアルスタックで同時に使用可能なこと。

#### ④ カメラ

- 最大4倍の光学ズーム、かつ最大8倍のデジタルズームまで対応可能なこと。
- 最大72度の水平方向視野角であること。



- ⑤ マイク
  - 本体内蔵のマイクを備えていること。
  - 外部マイクを2つ以上備えていること。
- ⑥ その他
  - 管理インタフェースにHTTPS、SSHなどセキュアな方法でアクセス可能であること。
  - 暗号化通信が可能なこと。
  - 管理インターフェースログインの際パスワードを設定できること。
  - 日本語でメニュー表示が可能なこと。
  - 50Hz/60Hzの電源を自動で判別して利用可能なこと。

#### (イ) 外部接続サービス

以下に記載する①～⑦については必須項目、⑧以降は提案があれば加算評価の対象となる項目とする。

- ① セキュアな通信が可能であること。
- ② インターネット回線の速度は、最大通信速度100Mbpsかそれ以上とすること。
- ③ サーバー等の外部接続構成は、オンプレミスかクラウドかは問わない。
- ④ ゲートウェイサーバーサービスは、H. 323及びSIP通信の両方に対応したものとすること。
- ⑤ 接続先の端末としては、いわゆるテレビ会議端末を前提とし、パソコン・タブレット・スマートフォンへの接続に限るシステムとしないこと。
- ⑥ 多地点接続が可能であること。(少なくとも2つの接続先と同時に接続をする会議をホストできるシステムとすること。)
- ⑦ 不特定(意図せぬ)接続先からのアクセスを防ぐためのセキュリティ機能を有していること。また、当該機能の有効性や利便性(簡易性)が高いこと。
- ⑧ 接続先からのアクセスポイントとなるIPアドレスあるいはURLは、必要に応じて意図的かつ容易に変更可能であること。
- ⑨ 通常の接続先として想定しているようないわゆるテレビ会議端末以外にも、複数種のデバイス(パソコン・タブレット・スマートフォン)での会議参加が可能であること。
- ⑩ テレビ会議システム上で資料を共有しながら会議が実施できること。
- ⑪ システム上でテレビ会議データの録画・保存ができること。
- ⑫ 接続相手方の指定するIPアドレスあるいはURLに接続できるような発信機能を有すること。
- ⑬ 接続トラブルに際して、ログ解析やソリューション等の提案を迅速に行えるようなサービスを含むこと。

#### 6. 実施責任者及び実施体制

受注者は、実施責任者を明示した実施体制表を提出すること。また、品質が保証できる業務

管理及び技術管理の体制を示すこと。本業務を統括する実施責任者の役職、氏名を明示すること。

## 7. 品質体制表

受注者は、受注業務に対する品質を確保するための十分な体制が構築されていることを示す品質管理体制表を提出すること。

## 8. 提出書類及び納入品目、作業工程

### (1) 提出書類

受注者が承認又は報告するために提出する文書の内容と提出期限は、次のとおりとする。

#### 提出文書の一覧

文書	提出時期	印刷物	電子データ	備考
実施体制表	契約後3週間以内	×	○	
品質管理体制表	契約後2週間以内	×	○	
最終報告書	納入期限	1部	○	

注) 最終報告書には、提供するサービスの概要と本件における作業の詳細をまとめ、実施体制表、品質管理体制表も含むこと。最終報告書の内容の電子情報を1部付帯すること。なお、電子データは規制庁が使用しているPCで閲覧できることを担当者に確認の後、提出すること。

### (2) 納入先

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 総務課 国際室  
〒106-8450  
東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル5階

### (3) 作業工程

平成31年4月中・下旬から平成32年3月31日まで中断することなくインターネット回線を介したテレビ会議システムが利用できる環境を構築する。

## 9. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、8. (1)に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

## 10. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合、担当職員と協議の上で決定するものとする。

#### 1 1. 受注者の要件

(1) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」・「B」又は「C」のいずれかの等級の認定を受けている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」引き続き取得すること。

(2) 業務に従事するすべての者が、情報セキュリティに関する政府機関統一基準群について理解していること。

#### 1 2. 秘密の保持

受注者は本契約に関して、原子力規制委員会が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。また受注者は、本契約に基づく役務提供実施により知り得た情報の秘密保持に関し、誓約書を主管課に提出すること。また、企画書の検討を目的とし、入札前に本件に係る資料を閲覧する場合にも、「資料閲覧に係る機密保持契約書」を提出すること。

#### 1 3. 情報管理

本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を主管課が認める場合には、受注者の責任者は、主管課の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を取ること。

#### 1 4. その他

(1) 本仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、その他特に必要がある場合は、事前に原子力規制委員会と協議し、決定・解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し、確認を受けること。

(2) 詳細については、主管課の指示によること。

以上

# 【 様 式 1 】

平成31年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁 担当者 殿

## 質 問 書

「平成31年度海外機関等とのテレビ会議実施に係る環境構築事業」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

### <質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P.○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

### 備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、本件入札参加事業者の全てに公表する。(電話等による個別回答はしない。) 但し、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報、原子力規制委員会原子力規制庁の業務に支障をきたすものに関する内容については、公表しない。